

医薬品販売業許可証

氏 名 広島和光株式会社
(法人にあつては、名称)

営業所の名称 広島和光株式会社

営業所の所在地 広島市南区段原日出一丁目1番15号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定により卸売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年9月15日

広島市保健所長 上田 久仁子



令和5年10月10日から

有効期間

令和11年10月9日まで

取扱品目 全ての医療用医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることはできません。）

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（訴訟において広島市を代表する者は広島市長となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があつたことを知つた日（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）